

指定ごみ袋製作納入業務要綱（抜粋）

1 業務概要

本業務は、南三陸町（以下「町」という。）の家庭用可燃ごみ排出のための指定ごみ袋の製作及び指定保管場所への納入業務に適用する。

2 業務名称

指定ごみ袋製作納入業務

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4 製造

袋の製作、梱包は安定的な供給を目的とするため日本国内の工場で行う。

年間製作枚数は表1のとおり。

表1 製作枚数

種類	容量	指定袋枚数（枚）	梱包数（箱）
指定ごみ袋	30リットル	100,000	200
	45リットル	500,000	1,000

※製作枚数については予定数量であり使用状況により、南三陸商工会と受注者で協議する。

5 納品場所

南三陸商工会が指定する場所（1箇所）とし、納品日及び納品数量等について、事前に協議を行うものとする。

6 品質検査

最初の納品までに、本格的な製造段階の製品から抽出した製品について、第三者公的機関での検査を受け、指定ごみ袋の種類ごとに検査機関が測定し、作成した検査報告書を提出すること。

検査項目については、日本工業規格（JIS）Z1711-1994 又は Z1702-1994 に準拠する。
品質検査に係る費用については、受注者の負担とする。